徳島県告示第五百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年十二月十三日から令和七年四月十三日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和六年十二月十三日

徳島県知事　後藤田　正　純

一　届出の概要

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

名称　ハローズ国府店Ｂ敷地

所在地　徳島市国府町観音寺字弐反田六二四番地一ほか

2　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六〇二番一号	鈴木　誠

3　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六〇二番一号	鈴木　誠

4　大規模小売店舗の新設をする日

令和七年七月三十日

5　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、一一四平方メートル

6　大規模小売店舗の概要

届出事項			概要
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		収容台数	七六台
	駐輪場	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		収容台数	一二台
	荷さばき施設	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		面積	六九平方メートル
	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		容量	二七・六立方メートル
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻		午前七時
	小売業を行う者の閉店時刻		午後九時三十分
	来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前零時から午後十二時まで（二十四時間）
	駐車場の自動出入口の数		三箇所

車の出入口	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

二　届出年月日

令和六年十一月二十九日

三　届出及び添付書類の縦覧

1　縦覧の場所

徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2　縦覧の期間　令和六年十二月十三日から令和七年四月十三日まで

四　意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1　意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号〇八八―六二一―二三六七

2　意見書に記載すべき事項

(一)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二)　意見の内容

(三)　意見を述べる理由

3　その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一月間縦覧に供する。